

改訂

20/07/09, 16:55

特定非営利活動法人アラヌエボ 2019年度（令和元年度）定例総会議事録

1 開催の日時 2020年5月2日 午後 19:00～21:00

1 開催の場所 アペックス会議室
〒399-9301 長野県北安曇郡白馬村北城5813-1

1 総会員数 11名

1 出席者数 11名 委任状出席 0名

1 審議事項

第1号議案 2019年度（令和元年度）事業報告及び活動報告、監査報告
第2号議案 2020年度（令和2年度）事業計画及び予算案
第3号議案 定款の変更について
第4号議案 その他

1 定足数の確認

理事長は開会を宣し、本日の総会は定款28条（定足数）に規定する「正会員総数の2分の1以上」を満たし、有効に成立している旨を告げた。

1 議事の経過の概要及び議決の結果

互選により、義煎信也 氏を議長に選任し、続いて4議案の審議を行った。

第1号議案 2019年度（令和元年度）事業報告及び活動報告の件

理事長より事業報告、添付資料（財産目録・貸借対照表・活動計算書）に基づき第15期活動報告を行い、高橋監事からの監査報告を行った。

第15期事業報告及び活動報告は、満場一致にて承認した。

第2号議案 2020年度（令和2年度）事業計画及び予算案の件

理事長より第16期事業計画の説明を行う。

令和2年度事業は、15期で計画した井戸水の飲料用化を引き続き模索し、老朽化した仮設倉庫の撤去及び建て替えを予算化、実行したい。

また、スノーハープ芝生管理事業については引き続き行い、グランド運営事業については、新型コロナウイルスの発生状況及び県要請の休業自粛に協力しながら行うこととしたい。コロナ禍の中の事業なので、前記予算化を行うが、収入については会費収入、スノーハープ管理事業とし、支出を収入の範囲とする。以上の4点を満場一致で承認した。

第3号議案 定款の変更についての件

変更の理由

平成28年6月施行、特定非営利活動法人促進法改正に伴い貸借対照表の掲示に関して、また、会議開催通知及び評決について電磁的方法を活用するために定款を改める必要が生じたため。以下の通りの変更案を満場一致で承認した。

変 更 後 (案)	現 行
<p>(招 集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議を招集するときは、その日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招 集)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会議を招集するときは、その日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。</p>
<p>(議決)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(議決)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(表決権等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また、総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3、4 (略)</p>

<p>(議事録)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(議事録)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は署名しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第48条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p> <p>附則</p> <p>1～6 (略)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第48条</p> <p>この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p>附則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7この定款は、平成19年9月10日から新しく施行する</p> <p>この定款は、平成25年2月18日から新しく施行する</p>

第4号議案 その他

ボランティア保険への加入を、社員だけでなくアラグランデシニアのメンバーを含めて加入することを満場一致で決定した。費用は、NPOで負担することとした。

昨シーズンの雪不足から、コロナ禍と移り変わり、昨日の発表では、さらに自粛期間が伸びることとなり、コロナ収束、回復を確認するまで今期の会費について減額、または減免する必要があるか確認をした。ただしその場合、今期の事業についても地代を確保し、縮小が必要になることを説明し、今期については状況を見ながら検討する余地を残すことで一同了承した。

倉庫の撤去、建築について中村光宏氏より詳細について質問があった。昨年度からの懸案事項で、土台の鉄部分を残し上物の建て替えを事業計画としている。中村光宏氏に、撤去費用、柴田理事に、シニアメンバーの松本くんへ建築費用の概算予算並びに建築方法等確認をお願いした。また、解体については、勝野理事よりメンバーで行う提案をうけ一同了承した。見積りを取り、今期に行うことで一同承認した。

また、井戸水の件、アフリカや緊急時の浄水器の開発を行っている竹村製作所（長野）の紹介を受け、飲料水確保に向けて引き続き模索していくこととした。

1 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事録をまとめるにあたり、議事録署名人2名を選任することを諮り、互選により次の2名を選任した。

議事録署名人 義 煎 圭以子

同 太 田 充 彦

以上により、本日の議事を終了し、議長はさらに今後の協力を要請して閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

2020年 5月 2日

議 長 義 煎 信 也

議 事 録 署 名 人 義 煎 圭 以 子

同 太 田 充 彦